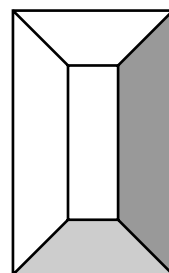
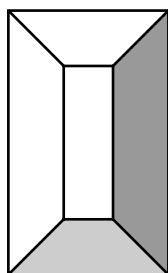
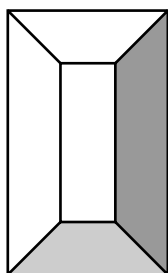
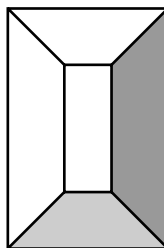
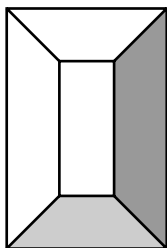
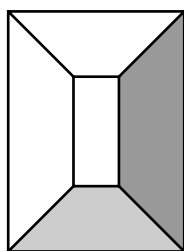


平成19年度版
見附市の環境



新潟県見附市

目次

第1章 見附市の概況.....	1
第2章 監視観測結果でみる環境の現況	2
1 大気汚染の現状	2
(1) ばい煙発生施設	3
2 悪臭の現状	3
3 騒音・振動の現状	4
(1) 環境騒音	4
(2) 高速自動車道周辺の騒音	5
(3) 新幹線鉄道騒音・振動	6
(4) 工場及び事業場ならびに特定建設作業にかかる騒音・振動	6
4 水質汚濁の現状	7
(1) 公共用水域	7
(2) 特定事業場	8
5 地盤環境の現状	8
(1) 地下水の水質測定	8
(2) 土壌汚染対策	8
6 化学物質による環境汚染	9
(1) ダイオキシン類	9
(2) P R T R制度	11
7 公害苦情申立	11
8 廃棄物	12
(1) 一般廃棄物	12
(2) し尿	14
第3章 環境保全のために講じた施策	15
1 大気汚染の防止	15

(1) ばい煙発生施設等の指導	15
(2) フロンガス回収	15
(3) 見附市役所環境にやさしい率先行動計画の策定	15
2 騒音・振動の防止	16
(1) 北陸自動車道騒音の対策	16
(2) 上越新幹線騒音の対策	16
(3) 工場等の騒音振動の対策	16
3 水質汚濁の防止	16
(1) 信濃川水系水質保全合同河川パトロール	16
(2) 生活排水の処理	17
4 廃棄物の処理とリサイクルのための施策	17
(1) 一般廃棄物収集	17
(2) 資源ごみ回収	18
(3) 生ごみ処理容器購入費補助	19
(4) 市民農園事業	19
5 環境美化のための施策	20
(1) クリーン作戦	20
(2) 環境パトロール、不法投棄ごみ撤去事業	20
(3) 空き地の適正管理指導	20
(4) 環境美化推進員	20
(5) 廃棄物不法処理防止連絡協議会	20
6 害虫発生を抑制するための施策	21
(1) 側溝清掃事業	21
(2) 防疫薬剤の配付	21
(3) アメリカシロヒトリ防除	21
7 動物に関する施策	21
(1) 野生動物の保護	21
(2) 探鳥会の開催	21
(3) 犬の登録	22
(4) 有害鳥獣の捕獲許可	22
8 環境に関する啓発	22
(1) 出前講座	22

第1章 見附市の概況

新潟県のちょうど中央に位置する本市は、東京都から約 300Km、新潟市中心部から約 50Km に位置しております。

地勢は東側が丘陵地帯、西側が平野部で周囲 71.7km、東西 11.5km、南北 14.7 kmの菱形をしていて面積は 77.96 km²です。標高（海拔）は、最高 300m、最低 10mとなっております。

長年、肥沃な土地を利用した農業とともに繊維産業を基幹産業として染色、織物、ニットなどの総合繊維産地を形成してきました。

近年は新潟県の中央に位置しているという立地条件、北陸自動車道などの高速交通体系を生かして、安定した経済基盤の構築と多様な業種の共存によるバランスのとれた産業構造を目指し、県営中部産業団地（見附テクノガーデンシティ）への企業誘致を進めながら、若者が定着できる産業都市としての地歩を固めつつあります。

気候

年次	気 温 ()			平均湿度 (%)	降水量 (mm)	
	平均	最高	最低		年間降雨量	日最大
14年	13.3	38.0	- 4.2	79.8	2,608.0	88.5
15年	13.0	36.7	- 6.1	79.6	1,916.5	50.5
16年	13.8	37.5	- 6.5	78.3	2,461.0	317.0
17年	13.2	35.4	- 5.6	82.2	2,260.0	80.5
18年	13.2	38.4	- 7.6	86.0	2,395.5	108.0

人口及び世帯数

年次	人 口 (人)			世帯数
	総数	男	女	
15年	44,352	21,490	22,862	12,865
16年	44,236	21,425	22,811	12,981
17年	44,013	21,328	22,685	13,056
18年	43,697	21,166	22,513	13,158
19年	43,342	20,979	22,363	13,245

（住民基本台帳登録人口 各年1月1日現在）

第2章 監視観測結果でみる環境の現況

1 大気汚染の現状

大気汚染は、工場などから排出される硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん、自動車などから排出される窒素酸化物・一酸化炭素・炭化水素などによって引き起こされます。

これらは人の健康や生活環境に悪い影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化や酸性雨の原因にもなっています。これら物質は大気汚染防止法により、工場及び事業場からの排出が規制されています。

新潟県は大気汚染の未然防止のため、県内に一般環境大気測定局を設置し常時監視しています。

主な大気汚染物質と人体などへの影響及び環境基準

汚染物質	主な発生源	人体などへの影響	環境基準
硫黄酸化物 (SO ₂ 、SO ₃ など)	工場やビルで使用する燃料に含まれる硫黄分が燃焼に伴い排出される。 (酸性雨の原因物質)	呼吸器を刺激し、気管支炎や喘息などの症状を起こします。	二酸化硫黄 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下
窒素酸化物 (NO、NO ₂ など)	工場、ビル、自動車、家庭などで使用している各種燃料の燃焼に伴い排出される。 (酸性雨の原因物質)	粘膜を刺激し、呼吸気道及び肺に障害を与えます。	二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
オキシダント (OX)	工場、ビル、自動車などから排出される窒素酸化物、炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こして生成される。	目を刺激し、頭痛、めまいを起こします。	光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下
浮遊粉じん (ばいじん、浮遊粒子状物質)	固体物質の破碎や燃焼過程から発生、ディーゼル自動車の排気ガスからも排出される。 (ばいじん、浮遊粒子状物質)	気管支炎などの症状を起こします。	浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下

注)

「ppm」は100万分の1を表す。例えば、二酸化窒素1ppmは1m³の空気中に1cm³の二酸化窒素が混入している状態。

(1) ばい煙発生施設

大気汚染の原因となる、ばい煙や粉じんを排出又は飛散する施設は、大気汚染防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という）により排出規制等が行われています。

県では、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設または特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場に対して随時、立ち入り検査を実施しています。

市内のばい煙等発生事業所状況（平成19年3月末現在）

ばい煙発生事業所	ばい煙発生施設
32	60

注：ばい煙発生事業所とは、ばい煙発生施設を設置している事業所のことです。
一般粉じん施設、特定粉じん施設はありません。

2 悪臭の現状

悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場における事業活動に伴い発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全することを目的としております。

悪臭の規制は物質濃度規制と臭気指数規制があります。

物質濃度規制は、特定悪臭物質（22物質）の採取試料中における濃度を機器により測定し、その種類ごとに定められた基準値（濃度）との比較によって規制する手法です。

臭気指数規制は平成16年度から追加されたもので、採取試料を人間の臭覚で感知できなくなるまで、希釈した倍数（臭気濃度）を求め、臭気濃度値の対数に10を乗じた値（臭気指数）と、基準値との比較によって規制する方法です。

悪臭防止法に基づく規制基準（臭気指数規制）

区域の区分	1号	2号	3号
第1種区域（住居・商業地域）	10	高さ、口径等で算出	26
第2種区域（準工業地域）	12	高さ、口径等で算出	28
第3種区域（工業地域）	13	高さ、口径等で算出	29

1号：敷地境界線における基準

2号：気体の排出口における基準

3号：排水水における基準

3 騒音・振動の現状

騒音や振動の主な発生源として、工場・事業場の操業、建設作業、自動車の走行があります。環境基本法では騒音について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めています。

また、騒音や振動の発生を抑制するため、騒音規制法、振動規制法及び県条例では、生活環境を保全する必要がある地域を指定し、特定工場等及び特定建設作業に伴って発生する騒音・振動を規制しています。

(1) 環境騒音

見附市では、環境基準の達成状況を把握するために一般地域で6地点、道路に面する地域で6地点の計12地点で環境騒音の測定を実施しています。調査方法は簡易方法(昼間4回、夜間3回)の測定です。平成18年度は、実施を予定していた秋に天候不順が続き測定できませんでした。平成17年度の測定結果は、昼間・夜間とも環境基準に適合した地点は8地点、いずれかで適合したもの2地点、いずれの時間帯も適合しなかったもの2地点という結果でした。

環境騒音の測定結果(参考:平成17年度)

地域の類型	地域の区分	近接空間	測定地点	測定値(単位:デシベル)	
				昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A地域	一般地域		上新田町 395-20	50	49
			昭和町 1丁目 6-1169	47	38
	道路に面する地域		柳橋町 253-7	62	52
			本所 1丁目 13	62	61
B地域	一般地域		南本町 1丁目 3	50	41
			今町 1丁目 19	51	44
	道路に面する地域		学校町 2丁目 7-9	67	56
			今町 2丁目 10-15	70	64
C地域	一般地域		新町 1丁目 11	52	40
			今町 5丁目 36-879-9	49	45
	道路に面する地域		本町 4丁目 3-19	57	49
			今町 7丁目 9	70	65

注)



は環境基準を超えたことを示す。

騒音の環境基準

地域の類型		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
一般地域 (道路に面する 地域以外)	A A地域	50	40
	A及びB地域	55	45
	C地域	60	50
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上	60	55
	B地域のうち2車線以上及びC地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間		70	65

注)

A A：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静寂を要する地域。

A：専ら住居の用に供される地域。

B：主として住居の用に供される地域。

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、幹線交通を担う道路に近接する空間とは次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(2) 高速自動車道周辺の騒音

北陸自動車道沿道地域の騒音の状況を把握するため市内3地点で騒音測定を実施しています。平成18年度の測定結果の環境基準適合率は、昼間及び夜間とも100%でした。

北陸自動車道騒音の測定結果（平成18年度）

環境基準類型	測定地点	測定値（単位：デシベル）	
		昼間（6:00~22:00）	夜間（22:00~6:00）
B地域に相当	下関町乙 3246	56	55
B地域に相当	下関町乙 493	57	56
B地域に相当	下関町丙 2029	52	52

(3) 新幹線鉄道騒音・振動

上越新幹線沿線地域の騒音対策を推進するために、県では昭和 57 年度の新幹線開業以来、市内の芝野を調査地点に新幹線鉄道騒音に係る環境基準の調査を実施しています。

芝野地点における新幹線騒音の環境基準は 70 デシベルですが、平成 18 年度の測定値は 73 デシベルでした。上越新幹線沿線地域の騒音レベルの平均値は、J R 東日本が実施してきたレール削正等の騒音対策の効果により漸減していますが、ここ数年は横ばい状態です。

県は、上越・東北新幹線沿線の都県と連携して、J R 東日本や国に対して各種騒音防止対策を更に推進するように要請しています。

(4) 工場及び事業場ならびに特定建設作業にかかる騒音・振動

市内では、騒音規制法、振動規制法及び県条例で指定された地域内で、政令及び県条例で定める施設を設置、または、建設作業を行う場合は届出ることとなっています。そして区域によって騒音、振動の規制基準を定め規制しています。

平成 18 年度末の届出数は下記のとおりとなっています。

騒音規制対象工場等累計届出数（平成 19 年 3 月末現在）

	計
騒音規制法	121
県条例	211

振動規制対象工場等累計届出数（平成 19 年 3 月末現在）

	計
振動規制法	100
県条例	57

特定建設作業の届出数（平成 18 年度）

騒音	くい打作業	空気圧縮機作業	バックホ作業	計
	5	-	6	13
	ショベル	ブレーカー作業		
	-	2		

振動	くい打作業	ブレーカー作業	舗装版破碎機	計
	5	2	-	7
	鋼球使用			
	-			

4 水質汚濁の現状

水質汚濁の原因として、工場・事業場からの排水や一般家庭の生活排水などが考えられます。

環境基本法では、公共水域の水質汚濁に係る環境基準として、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準と、生活環境の保全に関する基準が定められています。

また、水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、特定施設を有する工場及び事業場（特定事業場）からの排水及び地下浸透水について基準を定め規制しています。

県では、国が定めている排出基準にかえて、信濃川水域等 12 水域で上乘せ排出基準を定め規制しています。また、県条例により、水質汚濁防止法に定める特定施設以外の施設を有する工場・事業場からの排水についても規制しています。

（１）公共用水域

昭和 46 年 5 月 25 日に刈谷田川が環境基準の類型指定されました。県が刈谷田川の中西橋（環境基準点）明戸橋（監視補助点）重遠橋（補足調査地点）で調査を実施しています。平成 18 年度実施した調査結果は以下のとおりであり、8 月の SS（浮遊物質量）大腸菌群数の基準超過がありました。その他問題点となる水質の汚染は認められませんでした。

生活環境項目の調査結果（平成 18 年度）

測定地点		類型	ph	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
刈 谷 田 川	中西橋（見附市）	B	7.4(7.3)	8.2(13)	0.8(1.1)	34(20)	17,000(220)
	明戸橋（栃尾市）	B	7.5(7.2)	7.8(11)	1.9(0.9)	38(1)	330,000(490)
	重遠橋（見附市）	B	7.2(-)	7.5(-)	1.5(-)	21(-)	-(-)
環境基準		B	6.5～8.5	5 以上	3 以下	25 以下	5,000 以下

8 月の測定値です。（ ）内は 3 月の測定値です。

調査機関：新潟県

注)

ph：水素イオン濃度。水の酸性、アルカリ性の度合いを示す。中性は 7 でこれよりも高いとアルカリ性（最高 14）、低いと酸性（最低 0）。

DO：溶存酸素量。水中に溶解している酸素の量で数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

BOD：生物化学的酸素要求量。水中に溶け込んでいる有機物（汚染物質）が、バクテリアによって分解するとき必要な酸素量をいい数値が大きいほど水質汚濁が著しい。

SS：浮遊物質量。水中に浮遊する物質をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しい。

大腸菌群数：大腸菌は人体の腸内にも生息するもので、それ自体健康に有害な物ではないが、公衆衛生上、赤痢菌などの病原菌が存在する可能性を示す指標として用いられている。

(2) 特定事業場

水質汚濁防止法では、河川・湖沼など公共用水域の水質汚濁防止のために、特定施設を有する工場・事業場に届出を義務付け、排出基準を設けて規制しています。市内での水質汚濁防止法及び県条例による特定事業場の数は、92（平成19年3月末現在）となっています。県では立入検査を行い、排出基準の遵守状況や排水処理施設の維持管理等の状況監視を行っています。

届出されている特定事業所の業種

畜産農場 13	水産食料品製造業 1	保存食料品製造業 2	パン・菓子製造業等 1	米菓・こうじ製造業 1
飲料製造業 1	豆腐・煮豆の製造業 6	繊維製品製造業・加工業 8	セメント製品製造業 5	生コンクリート製造業 1
金属製品・機械器具製造業 1	表面処理施設 6	水道施設 1	電気メッキ施設 1	旅館業 4
共同調理場 1	弁当製造業 2	飲食店 1	洗濯業 12	写真現像業 4
自動式車両洗浄施設 12	試験研究機関 2	一般廃棄物処理施設 1	TEC等の洗浄施設 0	し尿処理施設 3
下水道週末処理施設 2	合計 92			

5 地盤環境の現状

(1) 地下水の水質測定

昭和57年に国が実施した地下水汚濁実態調査の結果、全国的に発ガン性の疑いがあるトリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤が検出されたのをうけ、平成元年には水質汚濁防止法の一部が改正され、事業場からの有害物質の地下浸透が禁止されるとともに、都道府県知事による地下水の水質監視が義務付けられました。

平成18年度に新潟県が実施した見附市内の調査は1箇所です。昭和町2丁目地点において12月12日に実施し、環境基準の超過は認められませんでした。

(2) 土壌汚染対策

近年、企業の工場跡地等の再開発や事業者による自主的な汚染調査の実施に伴い、工場跡地等における土壌汚染が顕在化しており、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が、平成15年2月15日に施行されました。平成19年3月現在、見附市内においての指定地域はありません。

6 化学物質による環境汚染

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が燃焼する過程で自然にできてしまう副生成物です。通常、無色の固体で水に溶けにくく、蒸発しにくいという性質を持っている反面、脂肪などには溶けやすいという性質があります。また、他の化学物質や酸、アルカリにも簡単に反応せず、安定した状態を保つことが多く、太陽光の紫外線で徐々に分解されるといわれています。主な発生源はごみ焼却などの燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車の排気ガスなどの発生源があります。

現在のダイオキシン対策は、平成 11 年 7 月に成立し、平成 12 年 1 月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法により進められています。大気・水・土壌の環境基準が決められるとともに、規制対象となる施設の範囲が拡大され、施設の届出、排出基準の遵守、排ガス・排出水中のダイオキシン類による汚染状況の測定等が義務づけられました。

ダイオキシン類環境基準

媒体	環境基準値	単位
大気	0.6 以下 (年平均値)	pg-TEQ/m ³
水質	1 以下 (年平均値)	pg-TEQ/L
土壌	1,000 以下	pg-TEQ/g

ア 一般環境のダイオキシン類調査

県では、平成 10 年度からダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。平成 18 年度は見附市内の河川での調査はありませんが、県内 14 箇所河川の水質と底質の調査を実施しました。

いずれの測定値も環境基準値以下でしたが、ダイオキシン類は焼却施設等からの排出や、過去に使用した農薬にも含まれている可能性がありますので、さらなる調査研究が必要であると同時に、今後も、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の監視、流域の発生源に対する指導を強化して排出抑制に取り組んでいく予定です。

ダイオキシン類調査結果 (参考:平成 17 年度)

単位: pg-TEQ/L

媒体	調査地点	調査年月日	測定値	環境基準値
水質 (河川)	中西橋 (刈谷田川)	H17.08.30	0.39	1

調査機関:新潟県

イ 見附市清掃センター

ダイオキシン類対策特別措置法では毎年1回以上の自主検査が義務づけられています。清掃センターは平成12・13年度のダイオキシン類恒久対策工事を行いました。それ以降、排出基準値を上回った事はありません。

検体		採取年月日	測定箇所	測定結果	排出基準値
排ガス	1号炉	H19.1.26	集塵機出口	0.0011	10 ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	H19.1.26	集塵機出口	0.00049	
焼却灰		H19.1.26	焼却炉	0.021	3 ng-TEQ/g-dry

ウ 見附市一般廃棄物最終処分場

清掃センターからの焼却灰等を埋立てる最終処分場では排水処理の結果、放流水、地下水とも基準値を下回りました。

放流水等の検査結果

単位：pg-TEQ/L

検体	採取日	測定結果	排出基準値
放流水	H18.11.22	0.00044	10
地下水（上側）	H19.01.11	0.0053	1
地下水（下側）	H19.01.11	0.0022	1

ダイオキシンにはいくつもの種類がありますが、その構造からポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3種類に分類され、これらをまとめてダイオキシン類と呼びます。

ダイオキシンは種類によって毒性が大きく異なるので、最も毒性の強い2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2, 3, 7, 8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシンの毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量で表します。ダイオキシンごとの濃度とTEFの積を求め、これの総和で評価しています（TEQという単位が使われます）。

排出ガスの場合は温度0度、圧力1気圧に換算した体積として「N」という単位が使われます。なお、単位のng（ナノグラム）は10億分の1グラム、pg（ピコグラム）は1兆分の1グラムを表します。たとえば、東京ドームを水でいっぱいにして、その中に角砂糖1個溶かしたとき、その1ccの水に含まれる砂糖が1pgになります。

(2) PRTR制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届出るとともに、国は届出データや統計資料等を用いた推計に基づき、排出量・移動量を公表する制度です。

届出排出量の多い上位5物質の比較（平成17年度分）

単位：t

順位	見附市		新潟県		都道府県平均	
	物質名	量	物質名	量	物質名	量
	塩化メチレン	180	トルエン	1,251	トルエン	2,334
	トルエン	47.1	塩化エチレン	609	キシレン	993
	エチレングリコール	9	キシレン	461	塩化メチレン	469
	HCFC - 141 b	1.7	トリクロロエレン	413	エチルベンゼン	292
	ベンゼン	1.3	マンガン及びその化合物	261	鉛及びその化合物	183

7 公害苦情申立

平成18年度の苦情申立件数は43件ありました。内訳は野焼き等による大気汚染、油流出事故等による水質汚濁、工場や事業所から発生する騒音に対する苦情が最も多く、次いで、悪臭、廃棄物投棄に対する苦情となっております。また、近年ペットに対する苦情も多くなってきております。

大気汚染	12件	水質汚濁	12件	騒音	10件	振動	2件
悪臭	3件	廃棄物投棄	1件	その他	3件	合計	43件

8 廃棄物

(1) 一般廃棄物

平成 18 年度のごみの排出量は 14,742 トン、市民一人 1 日当りにすると 930 グラムとなります。(全国平均は平成 14 年度で 1,111 グラム)

ごみの処理方法の内訳を見ると、焼却処理 81%、資源化 18%、直接埋立 1%となります。燃えるごみの組成をみると、紙類が 50.4%、厨芥類 24.3%、ビニール・合成樹脂・ゴム類 14.9%と続いています。紙類の減量、資源化をさらに進めていく必要があります。

一般廃棄物排出量

単位：t

平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
18,067	18,932	18,254	15,450	14,742

図 1 一般廃棄物排出量内訳の推移

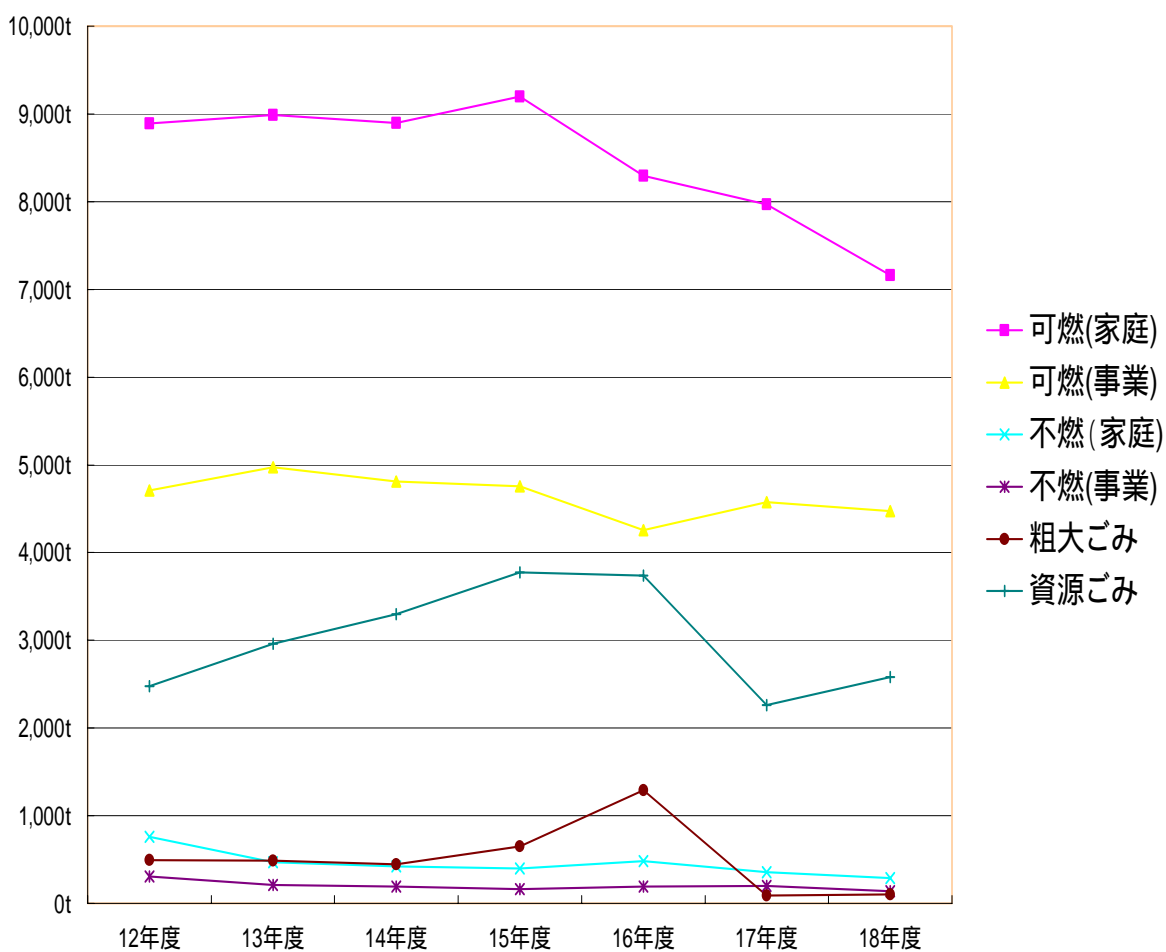


図2 処理方法の内訳（平成18年度）

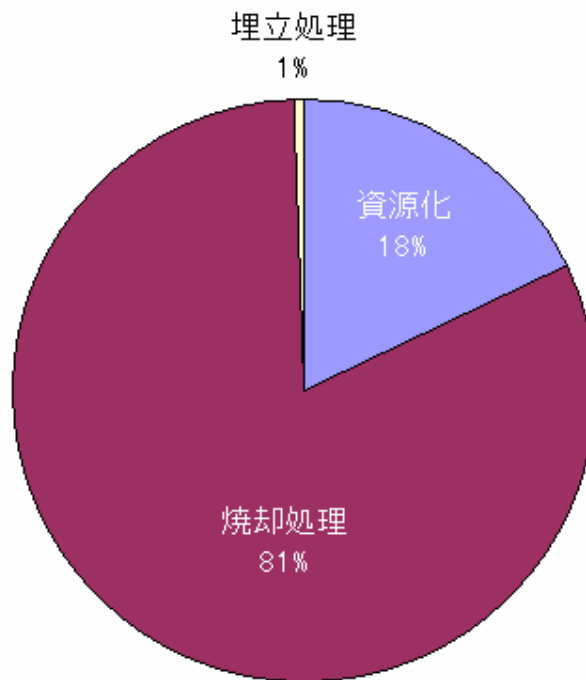
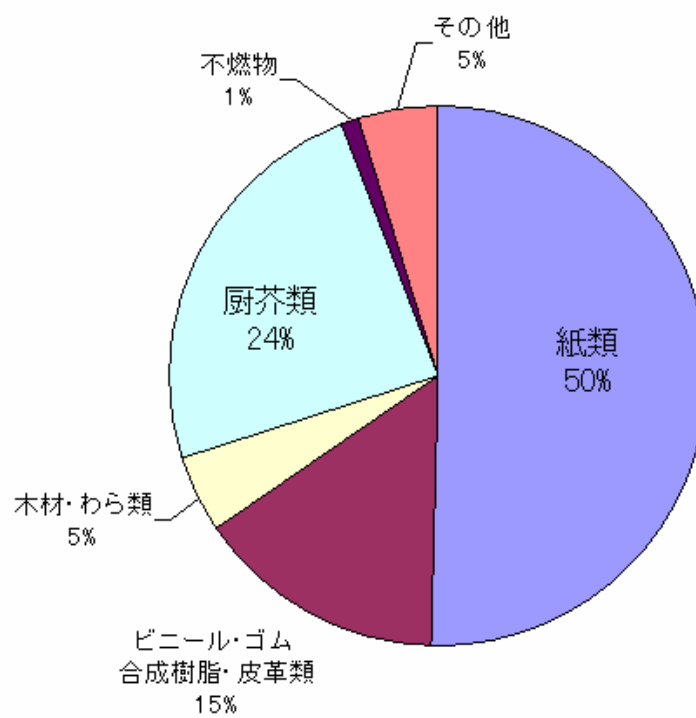


図3 燃えるごみ乾燥重量の組成割合（平成18年度）



(2) し尿

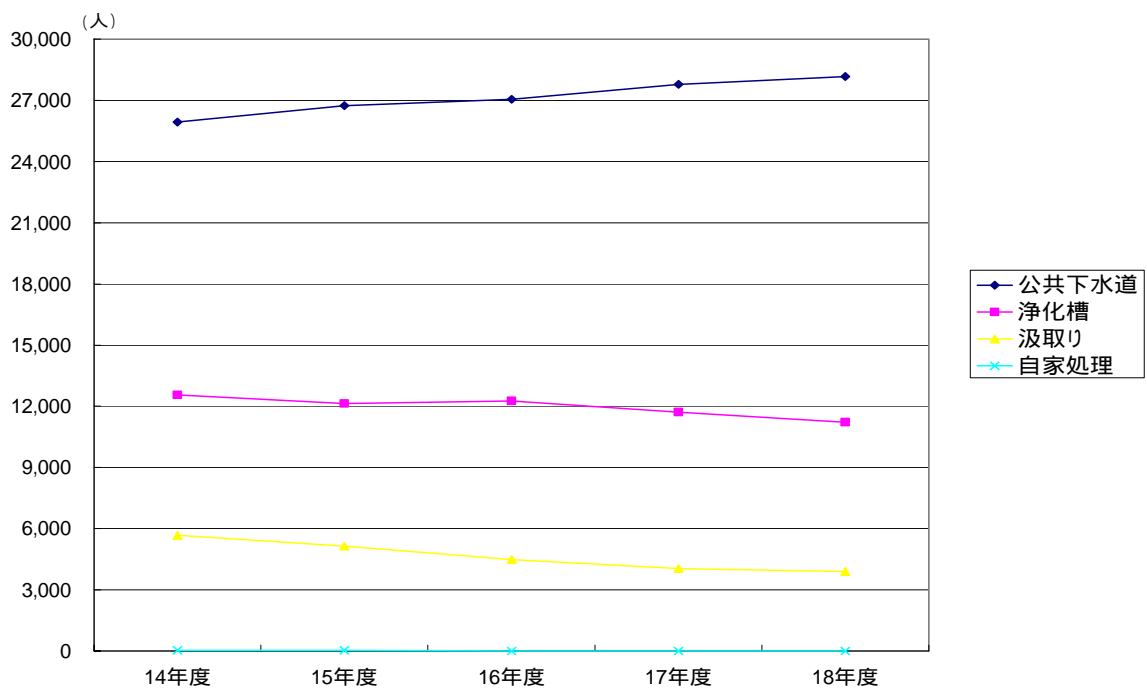
公共下水道の整備、浄化槽の設置等により、し尿の収集量は年々減少傾向にあります。平成 18 年度の一般家庭・事業所からのし尿収集量は 3,386 キロリットル、浄化槽汚泥収集量は 5,242 キロリットルでした。

し尿処理人口

(各年度とも 3 月末現在)

	公共下水道		浄化槽		汲取り		自家処理		合計 (人)
	人口 (人)	割合 (%)	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
16 年度	27,045	61.8	12,261	30.0	4,484	8.2	0	0	43,790
17 年度	27,778	63.8	11,706	26.9	4,048	9.3	0	0	43,532
18 年度	28,174	65.0	11,216	26.0	3,902	9.0	0	0	43,292

図 1 し尿処理人口の推移



し尿汲取り・浄化槽汚泥収集量の推移

単位：キロリットル

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
し尿汲取り	4,486	4,372	4,112	3,604	3,386
浄化槽汚泥	6,361	6,633	5,171	5,406	5,242

第3章 環境保全のために講じた施策

1 大気汚染の防止

(1) ばい煙発生施設等の指導

ボイラー、廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設については、大気汚染防止法に基づき県が立入り調査を実施して指導しています。

近年、焼却に伴い排出されるダイオキシン類による環境汚染に関心が高まり、野焼きや小型焼却炉の煙に対する苦情が増えています。野焼きについては平成13年4月1日からの廃棄物の処理及び清掃に関する法律により指導しています。さらに、ダイオキシン類対策特別措置法により、一定規模以上の焼却炉については県に届出ると同時にダイオキシン類の測定が義務付けられました。なお、平成14年12月から焼却炉の構造基準が強化されています。

(2) フロンガス回収

平成13年4月からは家電リサイクル法施行に伴い家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)を市では回収処理しなくなりましたが、家電4品目対象外の除湿機等からフロンガスを回収しています。

(3) 見附市役所環境にやさしい率先行動計画の策定

見附市役所では「地球温暖化対策推進法(H10)」「グリーン購入法(H12)」に基づき、一つの事業所また消費者として、市民や事業所の自主的・積極的行動を促すうえで、率先してモデルとなる行動を推進するために、「見附市役所環境にやさしい率先行動計画」を策定し、省エネルギーや省資源、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の減量などについて取組みを行っています。

2 騒音・振動の防止

(1) 北陸自動車道騒音の対策

毎年、北陸自動車道沿線の3地点で騒音調査を実施しています。平成18年度は全地点とも騒音に係る環境基準を下回っています。市内の住宅が面する北陸自動車道沿線には、遮音壁が設置済みではありますが、さらなる対策として、新潟県高速道路交通公害対策協議会を通じて東日本高速道路(株)に対し、低騒音舗装への改修等を要望していきます。

(2) 上越新幹線騒音の対策

新潟県では、県内17箇所で騒音測定を実施しています。市内では1地点あり、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成できませんでした。今後とも、遮音効果の高い防音壁、低騒音構造の車両等の開発及び導入を行ってもらうよう、新幹線騒音振動対策関係市町村連絡会議を通じてJR東日本に要望しています。

(3) 工場等の騒音振動の対策

騒音規制法、振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設の設置、作業を行う事業者に対し、届出書の提出、法の遵守等の立入り調査を実施しています。

3 水質汚濁の防止

(1) 信濃川水系水質保全合同河川パトロール

刈谷田川が合流する信濃川は、その源を長野、埼玉、山梨県境の甲武信ヶ岳に発し、長野県・新潟県を北流して日本海に注ぐわが国屈指の大川であります。信濃川流域の主要な産業は、鉄鋼、機械、製紙、織物、洋食器、電気、化学工業等があり、最近では重化学工業の占める割合が年々高くなる傾向にあります。刈谷田川は過去5年間環境基準を達成していますが、事業系の汚濁負荷割合が高いため、事業場に対する汚濁負荷削減対策の徹底に努めていかなければなりません。

昭和47年に北陸地方整備局、関東通商産業局(現関東経済産業局)、新潟県、長野県、信濃川流域内市町村、水道管理者を構成メンバーとして信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会を設立し、緊急時に関する連絡体制、水質監視、水質汚濁対策の推進に関する連絡調整を行っています。

(2) 生活排水の処理

水洗化を促進するため、市では、下水道処理区域及び農業集落排水処理区域では排水設備設置資金、前記処理区域以外では浄化槽設備設置資金の融資制度を実施しています。下水道等の整備の進捗に伴い、水洗化人口も年々増加しています。

浄化槽処理人口（平成19年3月末現在）

合併浄化槽人口	単独浄化槽人口	農業集落排水人口	合計
816人(7.3%)	7,562人(67.4%)	2,838人(25.3%)	11,216人

4 廃棄物の処理とリサイクルのための施策

(1) 一般廃棄物収集

見附市一般廃棄物処理計画に基づき、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」に大別し収集しました。平成18年7月から「プラスチック製容器包装」の資源回収を開始しました。排出場所は町内の475箇所のごみステーションです。

それに伴い、「燃えないごみ」は7月から月1回に変更にしました。

収集回数（平成18年度）

種類	収集回数
燃えるごみ	週3回
燃えないごみ	月2回 7月からは月1回
粗大ごみ	戸別回収
資源ごみ	月2回 7月からは「プラスチック容器包装」月2回

(2) 資源ごみ回収

市内 172 箇所の資源ごみステーションで、ビン、カン、ペットボトル、乾電池、新聞、雑誌・チラシ、段ボールと、その他紙製容器包装を収集しました。また、拠点回収棟として、葛巻・今町の資源回収棟を管理運営し、上記 8 品目に牛乳パックを加えた 9 品目に対して通年を通して持ち込める体制としています。

これ以外に枝木、燃えないごみ処理後の破碎スクラップと粗大ごみからの資源物を加えた平成 18 年度の資源ごみは総量で 2,686 トンになり、資源化率（資源化量/排出量）は 18.2%でした。

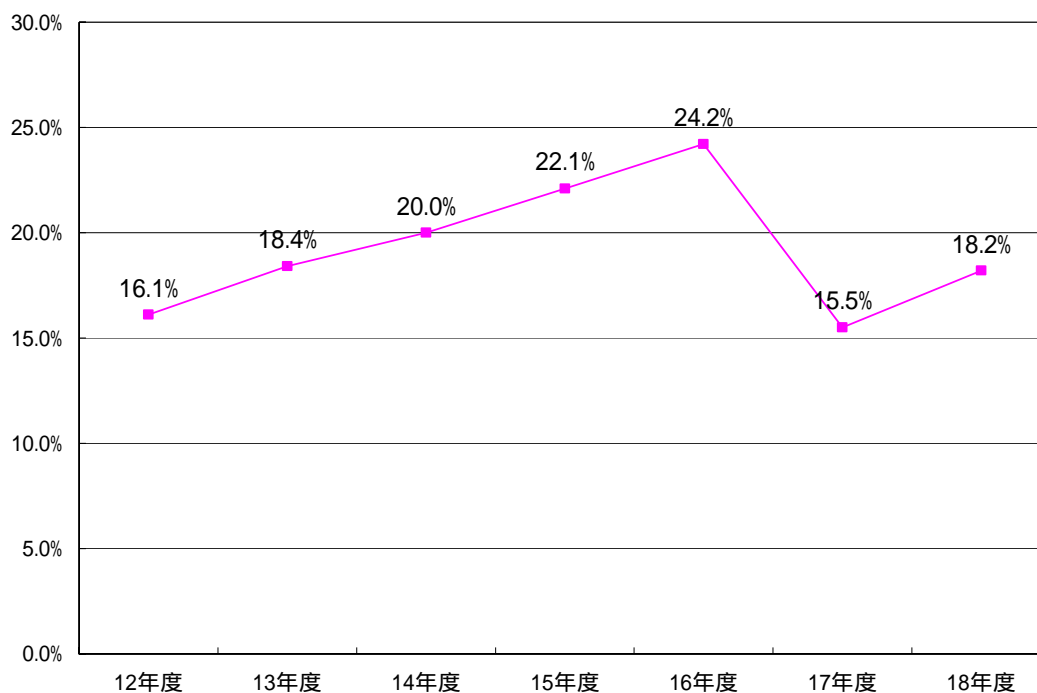
資源ごみ内訳

単位：kg

品 目		14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
ビ ン		364,860	366,930	377,930	356,600	359,800
カン	スチール	136,870	132,260	135,610	130,180	120,560
	アルミ	60,890	58,800	58,280	56,380	51,790
ペットボトル		101,060	136,780	143,320	130,770	124,580
新聞		891,890	855,330	813,790	422,480	508,050
雑誌・チラシ		1,185,610	1,480,950	1,431,410	669,010	691,500
段ボール		344,990	364,370	437,100	221,130	263,070
牛乳パック		1,990	3,430	3,090	5,330	9,050
その他包装紙		45,740	96,160	115,690	115,180	131,550
乾電池		9,213	8,965	11,390	9,510	7,130
枝木		154,090	269,340	210,610	146,200	128,410
化繊ふとん		0	0	0	13,430	16,780
破碎スクラップ		146,640	171,220	212,950	105,680	71,000
粗大ごみ資源		161,180	236,560	471,780	15,540	22,000
プラスチック製容器包装		0	0	0	0	181,430
合 計		3,605,023	4,181,095	4,422,950	2,397,420	2,686,700

町内のごみステーションで回収しているもの

図5 資源化率の推移



(3) 生ごみ処理容器購入費補助

家庭の生ごみ減量化を目的に、コンポスト容器、EM ボカシ容器、電動生ごみ処理機の購入補助を実施しています。

補助台数の状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	補助累計台数
コンポスト容器	58	150	52	69	2,772
EM ボカシ容器	9	2	1	4	155
電動生ごみ処理機	32	69	34	29	320

(4) 市民農園事業

食物残さを有効活用して、野菜や花などを栽培してもらう市民農園を平成 14 年 9 月に開園し、資源循環型社会モデル事業として継続しています。

1 区画 35 m²で 40 区画あります。利用料は年額 3,000 円で 1 期 2 年間の利用となります。

5 環境美化のための施策

(1) クリーン作戦

毎年春と秋、「きれいなまちをつくる会」主催による市内道路沿いに散乱している空きカン、空きビン等の回収事業を後援し、回収品の収集・処理を実施しています。

クリーン作戦の実績（平成 18 年度）

実施日	参加者数	回収量		
		燃えるごみ	燃えないごみ	合計
4月8日（日）	1,132名	960kg	1,650kg	2,610kg
10月14日（日）	12名	0kg	130kg	130kg

4月8日には、4月15日実施の葛巻地区を含む

(2) 環境パトロール、不法投棄ごみ撤去事業

平成 18 年度は市内全域を対象として、4月から 11 月の間に 2 名の環境パトロール員が、ごみの不法投棄防止・早期発見・早期解決のためにパトロール及び回収業務を実施しました。回収した燃えるごみの量は 3.35 t、燃えないごみ・粗大ごみは 2.15 t でした。8 ヶ月間で約 5.5 t もの不法投棄ごみを回収したことになります。

(3) 空き地の適正管理指導

見附市ふるさと美化条例に基づき、空き地の所有者の方に雑草等の除去を依頼しています。平成 18 年度の依頼件数は 33 件でした。そのいずれもが、指導の結果、適正に処理されています。

(4) 環境美化推進員

見附市ふるさと美化条例執行規則に基づき、地域の生活環境及び環境美化を推進するため、各地域に環境美化推進員を委嘱しました。平成 18 年度は 190 名の方から委員として、その業務に携わっていただき、プラスチック製容器包装回収時におけるごみステーションでの指導等を行いました。

(5) 廃棄物不法処理防止連絡協議会

三条保健所管内の、警察署、市町村、建設業組合、内水面漁業協同組合、産業廃棄物協会を構成団体として、廃棄物の不法投棄等不法処理を防止するため、情報の交換及び啓発事業を行っています。平成 18 年度は、不法投棄防止のパトロール、管内での不法投棄原状回復事業、廃棄物最新処理施設視察研修を行いました。

6 害虫発生を抑制するための施策

(1) 側溝清掃事業

例年5月に、市街化区域内の住民に側溝清掃用の泥収集袋を配付し、側溝泥を収集しています。平成18年度は84町内が実施、226tの側溝泥を収集しました。

(2) 防疫薬剤の配付

市街化区域外の下水道未整備区域などで、春から秋にかけて蚊やハエなどの害虫による伝染病等の発生を防止するために、平成18年度には防疫薬剤を75町内、計226.30リットル配付しました。下水道処理区域の拡大、浄化槽の普及により年々生活環境が整備され、害虫の発生源は減少してきています。

(3) アメリカシロヒトリ防除

アメリカシロヒトリ防除のために、薬剤噴霧機の貸出し、薬剤の無償提供を実施しています。平成18年度実施の町内又は農家組合は105班あり、薬剤使用量は1,188リットルでした。

7 動物に関する施策

(1) 野生動物の保護

鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、平成18年12月現在、市内では新田観音山(21ha)が鳥獣保護区、細越(43ha)と中部産業団地(138ha)が銃猟禁止区域として設定されています。

(2) 探鳥会の開催

毎年5月10日から5月16日は愛鳥週間であり、平成18年度も5月14日(日)に大平森林公園を会場に探鳥会を開催しました。参加者55名で、28種類の野鳥の姿や声を確認しました。

探鳥会で確認された主な野鳥

- ・ハシボソカラス ・ハシブトカラス ・スズメ ・イカル ・ホウジロ
- ・シジュウカラ ・ヤマガラ ・キセキレイ ・メジロ ・アオサギ ・オシドリ
- ・トビ ・サンショウクイ ・キビタキ ・ウグイス ・センダイムシクイ
- ・ヒヨドリ ・オオルリ ・コルリ ・ヤブサメ ・コゲラ ・アオゲラ
- ・ツツドリ ・エナガ ・カッコウ ・ヤマドリ ・モズ ・クロツグミ

(3) 犬の登録

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防集合注射を行いました。

平成 18 年度の頭数

登録頭数	予防注射頭数	接種率
1,502 頭	1,409 頭	94%

(4) 有害鳥獣の捕獲許可

日本の野生動物は鳥獣保護法の規定で、むやみに捕獲したり殺したり出来ないこととなっています。ただし、農作物に危害を加える等の理由、あるいはレジャーとしてであれば申請によって捕獲等を許可されています。

平成 18 年度市内では農作物保護のため 6 件の申請許可がありました。

有害鳥獣駆除の捕獲数(平成 18 年度)

カラス	ドバト	キジバト	ムクドリ	カガモ	スズメ	ゴイサギ	タヌキ	ノウサギ	合計
370	200	11	48	4	0	4	17	8	662

8 環境に関する啓発

(1) 出前講座

出前講座として依頼のあった市内の小学校・サークル・団体などに対して、講師として出向き、環境に関する情報提供や意識啓発などを行いました。

市民生活課（環境系）の機構と事務内容

（平成 19 年 4 月 1 日現在 職員 7 名）

■ 生活環境係 ■

5 名

環境施策、環境教育に関する事項
自然保護等に関する事項
公害防止、不法投棄に関する事項
浄化槽、し尿処理に関する事項
鳥獣保護に関する事項
犬の登録、狂犬病予防に関する事項
一般廃棄物に関する事項
資源ごみに関する事項
生ごみ処理機補助に関する事項
緑のリサイクル事業に関する事項
市民農園に関する事項

■ 施設係 ■

2 名

清掃センターの管理運営に関する事項
一般廃棄物最終処分場の管理運営に関する事項

■ 施設の紹介 ■

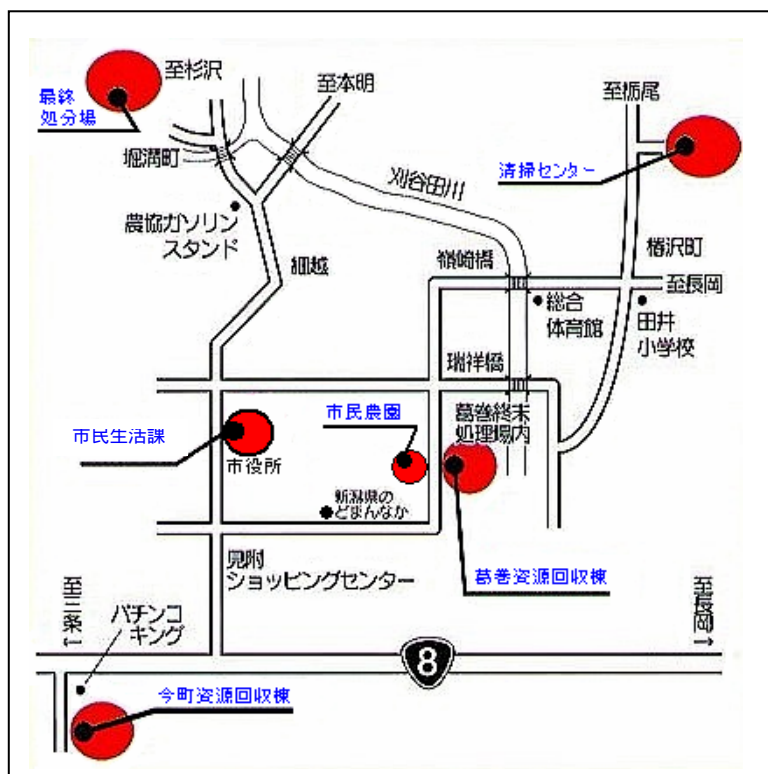
【見附市清掃センター 電話 0258-63-3564】

所在地 見附市椿沢町字滝ノ入 4834 番地
稼働日 昭和 61 年 8 月 1 日
処理能力 可燃物 60 t / 16h (30 t / 16h × 2 炉) 不燃物 10 t / 5h
炉型式 ストーカ方式
管理業務委託先 日本ヘルス工業(株) 11 名

【見附市一般廃棄物最終処分場】

所在地 見附市堀溝町字東谷 408 番地
開始日 昭和 55 年度 (第 1 期) 昭和 62 年度 (第 2 期)
平成 12 年度 (第 2 期の一部嵩上げ後)

施設案内図



平成19年版 見附市の環境

平成20年1月 発行

編集 見附市市民生活課

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

電話 0258-62-1700

FAX 0258-62-7062

URL: <http://www.city.mitsuke.niigata.jp/>

E-mail: shiminseikatsu@city.mitsuke.niigata.jp